

令和4年度山形県子育て支援員研修事業（地域子育て支援）業務委託基本仕様書

1 事業名

令和4年度山形県子育て支援員研修事業（地域子育て支援）

2 事業実施期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に基づき市町村が実施する地域子育て支援拠点事業の専任職員として従事するために必要となる知識や技能を習得するための研修を実施し、その担い手となる人材育成及び資質の確保を図ることにより、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することを目的とする。

4 事業内容

本事業は、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」（平成27年5月21日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課研修・研究助成係事務連絡）に基づき、研修の実施、受講結果に基づく名簿の作成等を行う。

(1) 子育て支援員研修の内容

専門研修「地域子育て支援コース」のうち「地域子育て支援拠点事業」

(2) 業務の内容

- ① 研修実施に関する日程及び会場の設定
- ② 研修実施に関する広告・周知
- ③ 研修申込みに関する事務（申込受付、受講票発送、受講者名簿の作成等）
- ④ 研修内容、テキストの企画、講師の選定
- ⑤ 研修の管理運営（受講状況の管理、研修レポート等を含む）
- ⑥ 修了者名簿の作成・提出
- ⑦ 実績報告書の作成・提出

(3) 研修開催地及び開催回数

県内において、2回以上開催すること。

5 留意事項

- (1) 研修受講料は無料とするが、次の経費は受講者の負担とし、委託料には含まない。
 - ① 教材等にかかる実費相当部分
 - ② 受講者の食費、旅費及び宿泊費
 - ③ その他研修受講にあたり必要な経費
- (2) 発注者である山形県しあわせ子育て応援部子ども保育支援課担当者と業務内容に関する打合せを行い、業務を実施すること。
- (3) 本業務の遂行にあたって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分に留意し、感染拡大防止に努めることとし、新型コロナウイルス感染症に係る疑義が生じた場合には県と受注者双方が協議して、これを処理すること。
- (4) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (5) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (6) 事業実施により得た情報（個人情報を含む）等については、全て県に帰属するものとする。
- (7) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (8) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (9) 本事業についての帳簿を備え、他の経理を区分して委託事業の収入及び支出を記載し、委託料の使途を明らかにしておくこと。
- (10) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- (11) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、山形県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。